別表六(二十四)の表中「当期償却費総額基準額 ⑼×90又は95/100」を「当期償却費総額の95％相当額 ⑼×95/100」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉑」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の⑳」）」に改め、同表の記載要領第１号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和３年旧措置法」という。）」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の５第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）」を削り、同第二号を削り、同第三号中「(租税特別措置法」を「(令和３年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号⑶において「令和３年旧措置法施行令」という。）」に改め、同号を同第二号とし、同第四号㈢中「租税特別措置法施行令」を「令和３年旧措置法施行令」に改め、同号を同第三号とする。

別表六(二十五)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉒」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉑」）」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和３年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「(租税特別措置法」を「(令和３年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号⑶において「令和３年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第三号㈢中「租税特別措置法施行令」を「令和３年旧措置法施行令」に改める。

別表六(二十六)の表中「雇用者給与等支給増加重複控除額 ⑿×20又は30/100」を「雇用者給与等支給増加重複控除額 ⑿×20/100」に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、「若しくは第２項（給与等」を「又は第２項（給与等」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「令和２年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）」を削り、「又は令和２年旧措置法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号を削る。

別表六(三十一)の記載要領②中「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第７号）」を「若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成13年法律第７号）」に改め、「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第13号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第９号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六(三十六)とする。

別表六(三十)の表中「供用年度のリース特別控除額（別表六(三十二)「６」の供用年度分）」を「供用年度のリース特別控除額（別表六(三十六)「６」の供用年度分）」に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の額の合計額（別表六(三十二)「７」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度（別表六(三十二)「９」の供用年度分）